

令和5年10月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和5年10月26日(木) 13時15分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 12名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	7番	入鹿山 君徳
職務代理者	11番	中村 裕臣	委員	8番	窪田 良二
委員	1番	河本 アツミ	委員	9番	鮫島 貞人
委員	2番	鮫島 繁樹	委員	10番	深田 広文
委員	3番	欠席	委員	12番	日笠山 昭代
委員	5番	中村 逸夫	委員	13番	古田 新一
委員	6番	山下 正			

4. 欠席委員 1名 3番 日高 仙三

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第10号 合意解約等について

第3 議案第47号 農地法第5条の規定による許可について

第4 議案第48号 非農地証明について

第5 議案第49号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

第6 議案第50号 令和4年度地籍調査事業に伴う地目変更について

○事務局

皆さん、こんにちは。本日は、3番委員とT推進委員から欠席の連絡を受けています。

時間が少し過ぎましたが、定足数に達しておりますので、これから令和5年10月西之表市農業委員会定例総会を開会します。

なお、会議中は、携帯電話の電源を切りになるか、マナーモードに設定をお願いします。また、退席するときは、議長の許可をもらってから退席してくださいませようお願いします。

それでは開会に当たり会長に御挨拶いただき、その後、議事進行をお願いします。

○会長

改めまして、皆さん、こんにちは。

令和5年10月西之表市農業委員会定例総会の御案内をいたしましたところ、委員、推進委員の皆様には出席をいただきましてありがとうございます。

いつも午前中の開会となっているところですが、本日は認定農業者連絡協議会の全体研修があり、委員、推進委員の皆様も、出席をしていただくということで、この時間になりました。

さて、10月になり、さつまいもの収穫が本格的になっているところです。青果用、でん粉芋、バレイショの植付け等忙しいところです。

サツマイモの生育状況としましては、天候にも恵まれて良好であり、青果用のA品でLが36.9%、Mが20.6%のことです。ただ、まだ基腐病が出ているところがあるようです。今年は虫の発生が多いという連絡を受けています。今後の収量に期待をしたいところですので。

また、9月30日に開催されました鹿児島県畜産共進会では、安納地区から出品をされました2頭が4席、9席に入賞しました。来年に向かってまた頑張りたいと思います。それから10月の子牛のセリですけれども、牛の価格がまた少し下落をしているところですので。心配ではありますが、何とか持ち直してもらいたいものです。

これから冬に向けて寒暖の差がありまして、インフルエンザの予防接種も病院でやっておるようですので。朝晩の温度差が、大きいですので、体調管理をしっかりしていただきたいと思います。

○議長

それでは本日の定例総会を開催させていただきます。

日程は配付しています議事日程のとおりです。

まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

12番 日笠山委員、13番 古田委員を指名します。

続きまして、日程第2、報告第10号「合意解約等について」事務局の報告をお願いします。

○事務局

日程第2、報告第10号「合意解約等について」を説明します。資料は1ページ

から2ページです。

今月の合意解約は、1番から11番の11件で、現況地目畑、17筆、41,863平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

続きまして、日程第3、議案第47号「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第47号「農地法第5条の規定による許可について」を説明します。資料は3ページです。

1番です。榕城校区上之原町地区です。

台帳現況地目 畑の1筆で、面積1,290平米を宅地に転用するものです。

申請理由は、譲受人は、事業開始に当たり、申請地に住宅型有料老人ホームを建築したいとのことです。

農地区分は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他農地に該当すると判断されます。

周辺は、道路、畑、山林があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、雨水等排水は、県道側溝に放流することから、転用による周囲への被害はないと思われま。

資金調達については、残高証明書及び融資証明書により確認がとれており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと考えられます。

2番です。榕城校区本立地区です。

台帳現況地目 畑の1筆で、面積1,526平米を雑種地に転用するものです。

申請理由は、借人は、造園業を営んでおり、申請地に商品販売所及び来客用駐車場を整備したいとのことです。

農地区分は、農振農用地区域外で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他農地に該当すると判断されます。

周辺は、道路、畑、山林があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われま。

資金調達については、残高証明書より確認がとれており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われると思われま。

3番です。下西校区上石寺地区です。

台帳地目 畑の1筆で、面積2,639平米を雑種地に転用するものです。

申請理由は、譲受人は、旅館業、レンタカー業等を営んでおり、申請地にコンテナハウス、駐車場等を整備したいとのことです。

申請地は、5月の定例総会において、農用地区域の除外が承認され、8月に除外された農地です。

農地区分としましては、農振農用地区域外で、中山間地域等に存在する農業公共投資対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他農地に該当すると判断されます。

周辺は、道路、畑、山林がありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われま

す。資金調達については、残高証明書により確認がとれており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に進むと思われま

す。4番です。伊関校区沖ヶ浜田地区です。

台帳現況地目 畑の1筆で、面積431平米を宅地に転用するものです。

申請理由は、現在の住宅が老朽化により、住居困難となったことから、申請地に新しい住宅を建築したとのことです。

農地区分は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他農地に該当すると判断されます。

周辺は道路、山林があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、雨水等の排水は県道側溝に放流することから、転用による周囲の被害はないと思われま

す。なお、事後転用であることから、顛末書を提出していただいています。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきましては、10月10日に合同の現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

○5番委員

5番です。「農地法第5条の規定による許可について」、報告します。

整理番号1です。10月10日、調査委員2名、事務局2名、担当委員、担当推進委員、立会人立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地は、榕城校区上之原町地区の安納から西之表線の途中で、西之表市の給食センターから西に、200mほど行ったところ

です。近所には、住宅や自動車整備工場などがあるところで、道路脇の北側にありま

す。立会人は、この場所に住宅型有料老人ホームを建てたいとのこと

です。隣には農地もあり、境界には、土留め等を設置し、対策を行うとのことでした。現地確認の結果、許可相当との意見の一致を見ました。整理番号2です。申請地は、榕城校区本立地区です。現和近政から元JA石堂でん粉工場へ向かう途中にありま

す。この近くを歩いていましたが、初めて行きました。園内は、庭園ばかりではなく、草花、鉢ものも育てるハウスもありま

続きまして、整理番号3です。

本人立会いのもと、申請地は、下西校区上石寺地区で、公民館から東へ上ったところがありました。電気店等が近所にあるところで、南東に面した平たんな農地でした。申請理由は、この場所に、コンテナハウス、駐車場等を建設したいとのことでした。特別周辺の方々に迷惑をかけるような建物もないので、この申請は、許可してもよいのではという、皆さんとの見解でした。

続きまして、整理番号4です。

本人立会いのもと、申請地は、伊関校区沖ヶ浜田地区で、西京川から沖ヶ浜田集落に入って、左側にありました。入り口には、倉庫、牛舎と、もう住めなくなった古い家がありました。現地はその奥の北側にありました。もう既に新しい家が建っており、既に住んでいました。周り周辺に、周辺には特別、本人たち以外に何もなくて、申請どおり許可相当であるというみんなの意見でした。報告を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、調査委員長から報告がありました。この件につきまして担当委員からの補足説明をお願いします。整理番号1番2番については、私の担当ですので、報告します。

○4番委員

4番です。この整理番号1ですけれども、有料老人ホームということで、我々も、近い将来にお世話になるような年齢になってきています。この申請地の周りには畑があるのですが、将来的に入所している人たちが、そこで体を動かせるようにということで、この辺も借りてちょっとした野菜等も作っていただけたらなあという説明でありました。

また整理番号2ですけれども、調査委員長が報告したとおりでございます。

○議長

続きまして整理番号3を11番委員、お願いします。

○11番委員

11番です。整理番号3については、以前の総会にて、農振農用地から除外した場所です。何ら問題ないと思いますので許可相当と思います。以上です。

○議長

ありがとうございました。

整理番号4を13番委員お願いします。

○13番委員

13番です。立ち会ったのは、譲受人でございましたけれども、以前住んでいた隣の家が、屋根も今にも潰れそうで、これでは本当に住めないなということで、住居を建設したということです。分筆した時点で地目が変わっていると思っていたようですが、税務課が家の評価に来た時に地目が畑のままであるとの指摘を受け、今回の申請となったところですので、どうかひとつよろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

ただいま担当の担当委員から、補足の説明がありましたけれども、この4件につ

きまして皆さんのほうから何か質疑等ありましたら、挙手でお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、質疑は終了しますけれども、畑の様相がない山みたいところで、地目が畑のまま農地のままで建築をされている例が今までも何件かありました。これは建設業の方にも確認をしていただくように、事務局からも確認をお願いは出来ますか？

○事務局

家を建てる時は建設課で建築許可の申請をするのですが、その時点で農地に建設ということであれば、建設課には連絡が来るのですけれど、今回の件については来てなかったです。また建設課には、登記簿の地目を確認してもらって、農地に建てる場合には必ず農業委員会に許可をもらうようお願いしているのですが、再度お願いをしたいと思います。

○議長

はい、分かりました。皆さん聞いてのとおりでございます。

それでは議案第47号「農地法5条の規定による許可について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして日程第4、議案第48号「非農地証明について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

○事務局

日程第4、議案第48号「非農地証明について」を説明します。資料は4ページです。

1番です。国上校区湊地区です。台帳地目は畑ですが、平成13年頃から耕作せず、現在は山林となっています。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

2番です。現和校区庄司浦地区です。台帳地目は田ですが、平成28年頃から耕作せず、現在原野となっています。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。この件につきましても、10月10日に合同の現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

○5番委員

5番です。非農地証明について、報告します。

10月10日、調査委員2名、事務局2名、担当委員、担当推進委員、立会人、立会いのもと、現地調査を行いました。

整理番号1です。申請地は、国上校区湊地区で、漁港から500mほど南へ行っ

た場所で、道路脇にありました。入り口も分からないほど荒れていました。現地の中に入っても、雑木が大きくなって、山林化していました。

「農地に再生するにすることは、無理じゃないか」という皆さんの見解で一致しました。

続いて、整理番号2です。申請地は、現和校区庄司浦地区で、港の入り口の近くにありました。現地は、地目は田です。平成28年頃までサトウキビを作付していたようですが、借人の方が、亡くなられて荒れてきたそうです。

海の近くで、トラクターで耕耘しても、石が出てくるし、既に入り口もどこにあるのか分からない状態です。昔は、水も入り、米も作付されていたようですが、現在、その近くに県道が出来てからは、水も入らなくなったそうです。

以上のことから、「農地としての使用は、困難」との委員の意見の一致を見ました。

以上で報告を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、調査委員長から報告がありました。この件につきまして担当委員からの補足説明がありましたらよろしくお願ひします。まず、整理番号1について、1番委員、お願ひします。

○1番委員

1番です。

調査委員長の説明したとおりです。よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

整理番号2を2番委員、お願ひします。

○2番委員

2番です。

ただいま、調査委員長の報告がありましたとおりです。間違いありません。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、担当委員から報告がありました。この件につきまして、皆さんから質疑等ありましたら、挙手でお願ひします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので質疑を終了し、議案第48号「非農地証明について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は、許可することに決定しました。

続きまして、日程第5、議案第49号「農用地利用集積計画策定に係る意見につ

いて」を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第5、議案第49号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明します。

まず、所有権移転について説明します。

5ページをお開きください。

1段目です。地目 田、面積5,428平米、地目 畑、面積38,983平米、地目 雑種地、面積139平米の合計面積44,550平米、所有権を移転する者9人、受ける者7人です。

内訳につきましては、6ページを、詳細につきましては7ページから32ページを御覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。

まず、所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。

33ページをお開きください。

1段目です。期間が令和5年11月1日から令和10年10月31日までの5年間、地目 田、面積1,546平米、地目 畑、面積22,184平米の合計面積23,730平米、利用権の設定をする者5人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和5年11月1日から令和15年10月31日までの10年間、地目 畑、面積60,014平米、利用権の設定をする者15人、受ける者1人です。

内訳につきましては、34ページを、詳細につきましては、35ページから54ページを御覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。

55ページをお開きください。

1段目です。期間が令和5年11月1日から令和10年10月31日までの5年間、地目 田、面積1,546平米、地目 畑、面積22,184平米の合計面積23,730平米、利用権の設定をする者1人、受ける者4人です。

2段目です。期間が令和5年11月1日から令和15年10月31日までの10年間、地目 畑、面積60,014平米、利用権の設定をする者1人、受ける者7人です。

内訳につきましては、56ページを、詳細につきましては、57ページから71ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

それでは担当委員の報告をお願いします。所有権の移転、整理番号1から5について2番委員をお願いします。

○2番委員

2番です。

所有権の移転について、整理番号1から5について報告をします。

まず、整理番号1について、10月22日午後1時半より、譲受人立会いのもの

と、推進委員とともに現地確認を行いました。

譲渡人は、譲受人のおじさんに当たる方です。島外に住んでいます。譲受人は、現和校区在住の認定農家です。

キビ、青果用イモ、WCS用稲等を作付しています。

当申請地は、以前から譲受人が耕作していた土地で、このたびの所有権の移転になったものです。

譲受人は機械類も一式そろっており、技術的にも何ら問題ありません。当地にはキビを作付けしていました。なお、譲渡人には電話で確認をとっています。

双方確認の結果、許可相当と考えます。

次に整理番号2について報告します。

10月22日午後1時より、譲受人立会いのもと、推進委員とともに、確認を行いました。

譲受人は、酪農経営をしている現和校区在住の認定農家です。

譲渡人は高齢のため、以前よりこの地を耕作していた譲受人に贈与することです。

譲受人は、農業機械も一式そろっており、技術的にも何ら問題はありません。

なお、譲渡人は高齢で施設に入っている為、息子さんに電話で確認をとっています。

双方確認の結果、許可相当と考えます。

整理番号3について報告します。

10月23日午前8時、譲受人立会いのもと現地確認を行いました。

譲渡人と譲受人は兄弟です。このたび、譲渡人が農業経営を縮小するため、譲受人に所有権の移転をするものです。

譲受人は、キビ、安納イモ等大規模に経営している現和校区在住の認定農家です。申請地には、キビ、イモが植えられていました。

譲受人は、農業機械も一式そろっており、技術的にも何ら問題ありません。

なお、譲渡人には電話で確認をとっています。

双方確認の結果許可相当と考えます。

最後に、整理番号4、5について報告します。

10月22日午後2時より、譲受人立会いのもと推進委員とともに、現地確認をしました。

譲受人は、酪農、キビを営んでいる農地所有適格法人です。

整理番号4の譲渡人は、大規模経営をしている農家ですが、この申請地は、他の人に貸してあって、借りた人が、イモの基腐病が発生してから耕作せずそのままになっていました。譲受人が整理番号5の土地を購入するということになったので、すぐ隣にある整理番号4の土地も買って欲しくないかということで話がまとまったそうです。

整理番号5の農地にはキビが植えられていました。また、整理番号4の農地には、整地した後にキビを植えるということです。

譲受人は農業機械も一式そろっており、技術的にも何ら問題ないと思います。

なお、譲渡人には1人は面談で、1人は電話で確認をとっています。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

続きまして整理番号6番について3番委員報告をお願いします。

○事務局

欠席の3番委員から内容の報告を受けていますので、事務局から報告します。

譲受人立会いのもと、担当推進委員とともに、現地の確認を行いました。

譲受人は、安納イモ等を作付している市内在住の認定農家です。

譲渡人は、譲受人のおじに当たり、不在地主で、贈与により農地を譲りたいとのことでした。

譲受人は、機械等もそろっており、何ら問題ないと考えます。

譲渡人には電話で連絡、確認をしたところでした。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○議長

ありがとうございました。

続きまして、所有権移転、整理番号7番、8番について、8番委員報告をお願いします。

○8番委員

8番です。

整理番号7について説明します。

令和5年10月20日に、譲受人、担当委員、担当推進委員立会いのもと、現地確認を行いました。

譲受人は、和牛を肥育する古田校区在住の認定農家です。

申請のあった土地については、昭和43年頃に完成した古田地区パイロット整備事業の際に、管理道路として譲渡人及び譲受人の共有名義として登記をされていたもので、現在は譲受人が管理する牧草地の中に取り込まれています。譲渡人からも理解が得られており、所有権の移転については問題ないと考えます。

次に、整理番号8について説明します。同日、同様に、現地確認を行いました。

譲渡人は、高齢の父親であり、以前より経営を移譲していることから、所有権の移転については問題ないと考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

続きまして所有権移転、整理番号9について10番委員をお願いします。

○10番委員

10番です。

10月19日9時から譲受人、担当推進委員、6番委員で現地調査を実施しました。現地は、住吉の南酪工場の上のほうにあります。

現在、キビを作付け中でした。

以前から譲受人は、この土地を耕作しておりまして、今回、譲渡人からの要請があり、所有権移転ということになったそうです。

譲受人は、住吉在住の認定農家です。農機具はそろっており、経営技術もあり、

何ら問題ないと考えます。

譲渡人には、電話で確認をとっています。調査の結果、申請どおり許可相当と思います。以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま担当委員から説明がありました。この9件につきまして、皆さんから何か質疑等ありましたら挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、質疑を終了し、これから議案第49号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決をとりたいと思います。

原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので許可することに決定しました。

続きまして、日程第6、議案第50号「令和4年度地籍調査事業に伴う地目変更について」を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第6、議案第50号「令和4年度地籍調査事業に伴う地目変更について」を説明します。

この案件につきましては、財産監理課地籍調査係より、国土調査法による地籍調査を実施した結果の地目変更について照会がありました。

これを受け、10月20日に農業委員会事務局、財産監理課地籍調査係、担当農業委員、担当推進委員立会いのもと、現地調査を行っています。

地区につきましては、大字古田地区の一部及び大字住吉地区の一部となっています。

まず初めに、大字古田地区について説明します。資料は72ページから83ページになります。

現地調査の結果から資料の修正をお願いします。

まず、74ページの8行目、調査後の地目が畑となっていますが、原野に修正をお願いします。

続きまして、75ページの1行目、調査後の地目が畑となっていますが、公衆用道路に修正をお願いします。

従いまして、農地から農地以外になったものが、80筆の面積、148,312.3平米、農地以外から農地になったものが、2筆2,618平米となっています。

続きまして、大字住吉地区について説明します。資料は84ページから115ページです。

こちらでも現地調査の結果から資料の修正をお願いします。

まず、84ページの2行目、調査後の面積が1,558.44平米、84ページ

の3行目、調査後の面積が2, 168平米、続きまして98ページの1行目、調査後の地目、畑が原野へ修正をお願いします。

103ページの1行目と3行目、調査後の地目の畑が原野に、103ページの4行目、調査後の地目の田が山林に変更となっています。

従いまして、農地から農地以外になったものが、135筆、面積53,665.96平米、農地以外から農地になったものが、33筆20,165平米、以上のようになっています。

詳細につきましては、調査、調査後の地目と面積で確認出来ますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

この件につきましては、10月20日に地籍調査係と現地調査が行われていますので、担当委員の報告をお願いします。古田地区について8番委員、お願いします。

○8番委員

8番です。

古田地区について、10月20日午後1時30分より、担当のT推進委員、市財産監理課地籍調査係職員2名、事務局職員1名、計5名立会いのもと現地調査を実施しました。

また、数人の所有者ともお会いし、確認を行ったところです。地図、地籍簿、現地を確認の結果、72ページから83ページに記載されている大字古田地区についての地目の変更については、事務局説明時の修正を踏まえ、地籍調査のとおりであることを確認しましたので報告します。

○議長

ありがとうございました。

続きまして住吉地区の報告を10番委員をお願いします。

○10番委員

10番です。住吉地区について、同じく10月20日午前9時より、6番委員、担当のE推進委員、市財産監理課地籍調査係職員2名、事務局1名、計6名で立会いのもと、現地調査を実施しました。

地図、地籍簿、現地を確認の結果、84ページから115ページに記載されている大字住吉地区についての地目の変更については、事務局説明時の修正を踏まえ、地籍調査のとおりであることを確認しましたので報告します。以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま担当委員からそれぞれ報告がありました。この件につきまして皆さんのほうから何か質疑等ありましたら挙手でお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、これから議案第50号「令和4年度地籍調査事業に伴う地目

変更について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして本日の議事は終了しました。

会 長 _____ 印

12 番 委 員 _____ 印

13 番 委 員 _____ 印